

お詫びと訂正

弊社刊行の『逐条解説 予防接種法 [改訂版]』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

(2025 年 2 月 21 日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
164 頁	本文上から 3 行目	特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当又は障害基礎年金が支給されるときは、 <u>その額の 100 分の 40 に相当する額を障害年金の額から控除して</u> 支給することとされている。	特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当又は障害基礎年金が支給されるときは、 <u>これらの手当についてはその全額を障害年金の額から控除して、また、障害基礎年金についてはその額の 100 分の 40 に相当する額を障害年金の額から控除して、</u> 支給することとされている。	2025/2/21 更新